

いわて家事・育児シェア普及推進業務

企画提案審査要領

令和7年4月
岩手県

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわて家事・育児シェア普及推進業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペに参加する者（以下「参加者」という。）から提出された資料3「企画提案書作成要領」で定める書類（以下「企画提案書等」という。）及び参加者によるプレゼンテーションについて、別表の「審査項目、審査観点及び配点」に基づき、審査し、その結果を県に報告するものとする。

2 委員会の開催日時及び場所

委員会を開催する日時及び場所については、別途参加者に通知する。

【予定】 日時：令和7年5月28日（水）午前10時～

場所：いわて若者カフェ（盛岡市内丸11-2 岩手県公会堂 地下）

3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づき、審査基準の項目ごとに評価を行い、審査票に評点及び順位を記入するものとする。
- (2) 各委員の審査票に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、それを参加者ごとに合計した総得点により総合順位をつけるものとする。
なお、総得点が同点の場合には、各委員から、高い順位の評価を多く得た者を上位者とするものとし、高い順位の評価を得た者が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (3) 委員会は、審査・選考結果を集計表等により確認し、総合順位を県に報告するものとする。
また、参加者が1者のみであった場合においても、委員会において審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その結果を県に報告するものとする。

4 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に文書で郵送等により通知する。

別表

審査項目、審査観点及び配点（100 点満点）

審査項目	審査の観点	配点
1 会社概要	業務の目的達成を期待できる企業規模（資力、人員体制等）及び営業拠点を有しているか。	5 点
2 業務実績	過去における同種業務又は類似業務の実績があるか。	5 点
3 業務実施体制	委託業務を確実に遂行できる実施体制、配置人数となっているか。	5 点
4 企画提案		
(1) コンセプト（提案全般）	本業務の趣旨・目的をよく理解しており、企画提案の内容が的確な提案となっているか。	20 点
(2) 提案の内容	家事・育児シェアに関するWEBサイトの周知及び利用奨励に係る提案において、発想やアイデアが特に優れており、受け手の興味関心をひきつけ、当事者の利用に繋がるような提案内容となっているか。	20 点
	家事・育児シェア普及推進キャンペーンの実施に係る提案において、発想やアイデアが特に優れており、受け手の興味関心をひきつけ、より多くの者の参加に繋がるような提案内容となっているか。	30 点
	啓発資材の制作に係る提案において、仕様内容に沿った提案内容となっているか。	5 点
5 その他自由提案	現実的かつ本業務の効果を高める提案となっているか。	5 点
6 費用積算の妥当性	参考見積額が予定価格の範囲内でかつ委託内容に対して妥当なものとなっているか。	5 点

〔採点基準〕

区 分	5 点の項目	20 点の項目	30 点の項目
非常に優れている	5	20	30
優れている	4	16	24
問題はない（中位点）	3	12	18
やや問題がある（一部修正が必要）	2	8	12
問題がある（大幅な修正が必要）	1	4	6
採用できない	0	0	0